

国立大学法人茨城大学 第4期中期目標・中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 法人の基本的な目標</p> <p>国立大学法人茨城大学は、我が国の先端科学研究や工業、農業の拠点の一つであり、文化的伝統と自然環境の豊かな首都圏北部の中核大学である。本学は、開学以来これらの条件を生かして、人文・社会科学、理学、工学、農学、教育学の各分野における教育と、基礎・応用両面にわたる多様な研究活動を推進してきた。</p> <p>2020年度には「イバダイ・ビジョン2030」を策定し、自律的でレジリエントな地域が基盤となる持続可能な社会の実現のために、①世界の俯瞰的理解と多様な専門分野の知の追究、②多様な主体を結びつける結節点としての機能強化、③持続可能な環境づくりのための先進的行動の展開を実行することとした。</p> <p>2030年に向けて4つの面で以下のビジョンを掲げて取組を進めている。</p> <p>①教育：多様な構成員から成るキャンパスにおいて、社会変化に柔軟に対応できる、学修者本位の学びにより成長を実感できる教育を追求する。</p> <p>②研究：研究力の強化と「知」の好循環の確立により、持続可能な社会の構築へ寄与する。</p> <p>③地域連携、グローバル化：地域と世界の結節点となり、市民と連携した活力ある地域社会の形成に寄与する。</p> <p>④大学運営：強固で柔軟な経営基盤を確立し、社会から信頼される運営を行い、教職員が活躍・成長を実感できる大学となる。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。</p>	
<p>I 教育研究の質の向上に関する事項</p> <p>1 社会との共創</p> <p>(1) 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業</p>	<p>I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 社会との共創に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 【地域ステークホルダーとともに創る教育・教育改革推進体制の強化】 地方自治体や地域の産業界、教育界とともに、地域の現状や課題、大学の教育活動について共有し、相互に十分な理解を得ながら、高等教育に対する人材養成のニーズに応</p>

界をリードする。①

じた教育を相互協力の下で進める。

そのため、高等教育に関して、茨城県、県内市町村（特にキャンパスが設置されている自治体）、産業界、教育界、他大学との定期的協議の場を設け、ステークホルダーからの意見を生かした教育改革を行う。また、社会的なニーズを踏まえて機動的に新たな教育の企画、教学マネジメントを実施できる全学的な体制を構築し、運用する。

評価指標	①定期的協議の実施回数（団体トップ層をメンバーとする協議を年4回実施） ②協議における意見を踏まえた教育改革（(i)学生のニーズや社会変化に対応できる柔軟性のある教育システムの構築、(ii)分野横断型の学位プログラムの整備（中期計画番号（3））、(iii)進展するデジタル技術を活用した教育方法の改善）の状況（卒業時点での学修到達度調査、卒業3年目時点での能力活用度調査、就職先からの卒業生への評価調査等の結果を踏まえ、ステークホルダーからの教育改革に対する肯定的評価が認められること）
------	--

(2) 【地域課題・ニーズを踏まえた産学官連携の強化】

産業界や自治体行政が抱える地域課題（環境・気候変動、モノづくり、まちづくり等）について、本学の強みである地域との共創や地域資源を最大限に活用し、大学の知や研究成果の積極的な社会還元を通じて、地域の課題解決や産業活性化をリードする大学を目指す。

そのため、研究に関して、茨城県内の自治体、産業界、金融界、市民等と課題を共有・連携し、解決策を協議する場を構築し、解決に向けてニーズプル型の研究を組織的に推進する。さらに、ベンチャー創生ファンド等を活用して研究成果を社会に還元し、さらなる投資を呼び込む知と資金の好循環を確立する。

評価指標	①地元企業（事業所を含む）・自治体等との共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数（第3期平均に対して第4期平均を20%増）
------	---

2 教育

(2) 国や社会、それを取り巻く国際社会の変化に応じて、求められる人材を育成するため、柔軟かつ機動的に教育プログラムや教育研究組織の改編・整備を推進することにより、需要と供給のマッチングを図る。④

2 教育に関する目標を達成するための措置

(3) 【分野横断型の学位プログラムの整備】

持続可能な社会の形成に向けて、社会課題を主体的に解決する志向を有する人材を育成する。

そのため、総合大学としての多様な学問分野を有機的に連携させ、企業・自治体等と

連携し、分野横断型の学位プログラムを新たに整備する。

評価指標	①令和7年度までに分野横断型の学位プログラムを整備する。整備後は、連携する企業・自治体等との定期的な協議の場も活用しつつ、本学の内部質保証の枠組みを用いて学位プログラムの点検・改善を年1回以上行う。
------	---

(3) 特定の専攻分野を通じて課題を設定して探究するという基本的な思考の枠組みを身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見にも触れることで、幅広い教養も身に付けた人材を養成する。(学士課程)⑥

(4) 【学びの幅を広げる学修環境及び教育改善による人材育成】

幅広い視野・教養をもち、多様な専門知を組み合わせて応用し、複雑化・多様化する社会の変化に対応しうる人材を育成する。

そのため、デジタル技術の活用等による教材のオンデマンド化を通じたアクティブラーニングの推進、多様な学修方法や学生個々の学修状況に応じた教材・課題の提示等によるシームレスな学修環境を提供するとともに、学部を超えて授業科目を全学的に共有する仕組みの導入等により、幅広い教養や分野を超えた融合的専門知を身に付けた人材の養成を目指す。

評価指標	①学修環境・教育改善ルーブリックの達成状況(第4期末までに全項目をレベル3)
------	--

(4) データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AI など新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。⑩

(5) 【社会人のキャリアアップ支援】

第3期中期目標期間におけるリカレント教育の取組を基に、体系化した内容で構成するリカレント教育プログラムを構築し、新たなリテラシーの修得や既存知識のリバイズを通じて、今日の社会で求められる高付加価値を得た人材の養成に寄与する。

そのため、企業等の個別ニーズにも応える多様な内容も含め、正課授業も体系的に組み合わせた教育プログラムを構築し、正課課程学生と学び合うアクティブラーニングを通して、キャリア向上に必要な先端的な専門知識や自律的に学び続ける方法の修得、広い視野の涵養を図る。

評価指標	①社会人へ提供が可能な授業科目数(第3期末に対して第4期末までに倍増)
------	-------------------------------------

3 研究

(5) 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭

(6) 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。⑮

3 研究に関する目標を達成するための措置

(6) 【研究環境の整備による研究力の底上げ】

第3期中期目標期間までに構築してきた全学的な研究支援体制を活用し、研究力の底上げを推進する。

そのため、デジタル技術の活用等により教員の業務全般の効率化・簡素化を進めて研究時間を確保するとともに、バイアウト制度の活用やサバティカル制度の見直し等により、一定期間研究に集中できる環境を整備する。さらに、全学的な研究の司令塔として第3期中期目標期間に設置した研究・産学官連携機構の機能を強化し、多様な分野・教員に対する研究支援を行う。

評価指標	①教員一人当たり換算の研究業績数（第3期平均に対して第4期平均を20%増）
------	---------------------------------------

(7) 【社会課題の解決に向けた実践的研究の推進】

本学の強みである気候変動適応科学や量子線科学に加え、食生命科学、まちづくり、防災・減災等に関わる分野において、これまで蓄積した研究成果を活用して、持続可能な社会づくりに向けた組織的な研究を推進する。

そのため、文理の枠組みを超えた様々な分野の研究者と企業、行政機関等のステークホルダーが協働するプラットフォームを整備し、持続可能な社会づくりに資する研究を重点研究と位置付けて、社会課題の当事者である企業、行政機関、市民と共に取り組む。

評価指標	①全国（海外含む）の企業・行政機関等との持続可能な社会づくりに資する共同研究・受託研究・受託事業・学術指導の教員一人当たり換算の件数（第3期平均に対して第4期平均を10%増）
------	---

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(7) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。⑯

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(8) 【内部統制機能の実質化と外部知見の活用】

内部統制機能を実質化させるとともに、外部の知見を法人経営に生かすことにより、強靱なガバナンス体制を構築する。

そのため、監事と学長、理事、副学長、学部長など執行部との定期的な協議及び監事監査における監事意見の着実な改善（予備調査・事前ヒアリングの実施、フォローアップ時における担当部局との協議の実施を含む。）を実施する。また、法人に設置されている学長アドバイザーボードからの助言を法人経営の改善・充実・強化に活用する。

<p>(8) 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。㉔</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 145 1402 355">評価指標</td> <td data-bbox="1402 145 2134 355"> ①監事意見に対する改善状況（直ちに改善可能な意見と中長期的に改善を図る意見に区分してフォローアップ調査することで、監事意見について100%の対応を実施。フォローアップ調査については、年2回実施し、その対応状況を大学執行部へ周知することで監事意見への改善を促進する） ②学長アドバイザリーボードの開催回数（年2回以上） </td> </tr> </table>	評価指標	①監事意見に対する改善状況（直ちに改善可能な意見と中長期的に改善を図る意見に区分してフォローアップ調査することで、監事意見について100%の対応を実施。フォローアップ調査については、年2回実施し、その対応状況を大学執行部へ周知することで監事意見への改善を促進する） ②学長アドバイザリーボードの開催回数（年2回以上）
	評価指標	①監事意見に対する改善状況（直ちに改善可能な意見と中長期的に改善を図る意見に区分してフォローアップ調査することで、監事意見について100%の対応を実施。フォローアップ調査については、年2回実施し、その対応状況を大学執行部へ周知することで監事意見への改善を促進する） ②学長アドバイザリーボードの開催回数（年2回以上）	
<p>(9) 【法人経営人材の計画的育成】</p> <p>大学経営やマネジメント層の中核となる人材を充実させ、大学の組織マネジメントを強化する。</p> <p>そのため、次代を担う法人経営人材を計画的に育成するための指針（キャリアパス、研修受講計画を含む。）を策定し、技術職員やURAを含む事務局等職員の高度化・専門性向上の取組を進め、高度専門職人材を育成する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 699 1402 906">評価指標</td> <td data-bbox="1402 699 2134 906"> ①経営人材の育成を目的とする研修への係長・課長補佐相当職にある者の受講率（第4期末までに100%受講） ②研修後のアンケートによる経営人材能力の向上度の状況（能力の向上度及び業務への有用度を確認するため、受講3か月経過後に所属上司へのアンケートを実施し、受講者に対する肯定的な評価を80%以上とする） </td> </tr> </table>	評価指標	①経営人材の育成を目的とする研修への係長・課長補佐相当職にある者の受講率（第4期末までに100%受講） ②研修後のアンケートによる経営人材能力の向上度の状況（能力の向上度及び業務への有用度を確認するため、受講3か月経過後に所属上司へのアンケートを実施し、受講者に対する肯定的な評価を80%以上とする）	
評価指標	①経営人材の育成を目的とする研修への係長・課長補佐相当職にある者の受講率（第4期末までに100%受講） ②研修後のアンケートによる経営人材能力の向上度の状況（能力の向上度及び業務への有用度を確認するため、受講3か月経過後に所属上司へのアンケートを実施し、受講者に対する肯定的な評価を80%以上とする）		
<p>(10) 【施設の有効活用及び施設の戦略的整備・維持】</p> <p>大学の戦略的な取組などに必要なスペースを確保し、施設の有効活用を図るとともに、老朽化した施設の性能維持や機能強化を図り、地域・社会に開かれたキャンパスを実現する。</p> <p>そのため、施設の活用状況の把握・管理を行い、適切な配分となるようスペースを確保するとともに施設の総量の最適化を進める。さらに、施設整備計画に基づき、多様な財源を活用しながら、施設の長寿命化を図り、地域・社会に配慮した施設整備を実施する。</p>	<p>(10) 【施設の有効活用及び施設の戦略的整備・維持】</p> <p>大学の戦略的な取組などに必要なスペースを確保し、施設の有効活用を図るとともに、老朽化した施設の性能維持や機能強化を図り、地域・社会に開かれたキャンパスを実現する。</p> <p>そのため、施設の活用状況の把握・管理を行い、適切な配分となるようスペースを確保するとともに施設の総量の最適化を進める。さらに、施設整備計画に基づき、多様な財源を活用しながら、施設の長寿命化を図り、地域・社会に配慮した施設整備を実施する。</p>		

	<table border="1" data-bbox="1142 148 2134 357"> <tr> <td data-bbox="1142 148 1406 357">評価指標</td> <td data-bbox="1406 148 2134 357"> ①大学の戦略的な取組に必要なスペースの割合（第4期末までに部局管理面積に対する全学共通スペースの割合を8.4%（8,800㎡：令和3年度末実績）から10%（10,500㎡）とする） ②多様な財源を活用した施設整備の実施率（第4期末までに建物短期計画を100%実施） </td> </tr> </table> <p data-bbox="1086 411 1485 438">(11) 【研究設備・機器の共用化】</p> <p data-bbox="1086 443 2145 579">全学的なマネジメントに基づいて保有資産を最大限活用する。特に研究設備・機器について、大学全体として、戦略的に導入・更新・共用する仕組みの強化（コアファシリティ化）を進めるとともに、分野融合・異分野融合の研究活動と産学官連携の好循環を実現する研究機器相互利用ネットワークの構築を進める。</p> <p data-bbox="1086 584 2145 683">そのため、これまで分散管理されてきた本学が有する研究設備・機器について「ラボから組織へ」展開させるべく、共用の仕組みづくりを通じて、保守費・設備費・スペース利用の効率化、機器の遠隔利用などの推進を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1142 732 2134 909"> <tr> <td data-bbox="1142 732 1406 909">評価指標</td> <td data-bbox="1406 732 2134 909"> ①研究設備の共用システムの構築状況（研究設備の共用方針を令和4年度までに策定し、学内における共用システムを令和5年度までに構築し、学外への共有を可能とするシステムを令和7年度までに構築する。令和8年度以降はシステムの運用・改善を行う） </td> </tr> </table>	評価指標	①大学の戦略的な取組に必要なスペースの割合（第4期末までに部局管理面積に対する全学共通スペースの割合を8.4%（8,800㎡：令和3年度末実績）から10%（10,500㎡）とする） ②多様な財源を活用した施設整備の実施率（第4期末までに建物短期計画を100%実施）	評価指標	①研究設備の共用システムの構築状況（研究設備の共用方針を令和4年度までに策定し、学内における共用システムを令和5年度までに構築し、学外への共有を可能とするシステムを令和7年度までに構築する。令和8年度以降はシステムの運用・改善を行う）
評価指標	①大学の戦略的な取組に必要なスペースの割合（第4期末までに部局管理面積に対する全学共通スペースの割合を8.4%（8,800㎡：令和3年度末実績）から10%（10,500㎡）とする） ②多様な財源を活用した施設整備の実施率（第4期末までに建物短期計画を100%実施）				
評価指標	①研究設備の共用システムの構築状況（研究設備の共用方針を令和4年度までに策定し、学内における共用システムを令和5年度までに構築し、学外への共有を可能とするシステムを令和7年度までに構築する。令和8年度以降はシステムの運用・改善を行う）				
<p data-bbox="150 962 562 989">III 財務内容の改善に関する事項</p> <p data-bbox="197 994 1034 1201">(9) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②③</p>	<p data-bbox="1034 962 1823 989">III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p data-bbox="1086 994 1888 1021">(12) 【安定的な財務基盤の確立に向けた経営資金の強化・多元化】</p> <p data-bbox="1086 1026 2145 1125">ステークホルダーとの相互関与・連携を通じて、寄附金等の多様な財源の受入及び保有資産の有効活用を強化するとともに、研究活動を推進するための競争的研究費や産業界からの資金等の活用を一層図ることで、安定的な財務基盤を確立する。</p> <p data-bbox="1086 1129 2145 1305">そのため、本学の収入増加策及び支出抑制策に加え、その実現のための体制整備を盛り込んだ中期的な財務計画である経営刷新計画（仮称）を着実に実行することで、寄附金や産業界からの資金等の受入れを推進し、経営資金の獲得体制を強化する。また、ステークホルダーとの連携を密にし、的確な情報発信による「茨城大学基金」の充実拡大を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1142 1355 2134 1428"> <tr> <td data-bbox="1142 1355 1406 1428">評価指標</td> <td data-bbox="1406 1355 2134 1428"> ①教員一人当たり換算での経営資金（寄附金、雑収入）の充実（第3期末に対して第4期末までに20%増） </td> </tr> </table>	評価指標	①教員一人当たり換算での経営資金（寄附金、雑収入）の充実（第3期末に対して第4期末までに20%増）		
評価指標	①教員一人当たり換算での経営資金（寄附金、雑収入）の充実（第3期末に対して第4期末までに20%増）				

(13) 【財務IRの活用による学内資源の戦略的配分】

大学のビジョンに基づき、教育研究活動の活性化や強み・特色を生かした分野の強化を推進する。

そのため、財務IRを強化し、教育、研究、管理運営コストの「見える化」を徹底する。また、財務情報と非財務情報を合わせた学内評価等による予算配分を強化するなど、学長主導の戦略的な予算編成を実施する。

評価指標	①評価に基づく予算配分の充実（第4期末までに重点・戦略的経費に占める評価に基づく予算配分の割合を2.2%（令和3年度末実績）から10%とする）
------	---

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

(10) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それをういたエビデンススペースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。④

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(14) 【内部質保証体制に基づく自己点検評価の実施とエビデンススペースの法人経営】

学内外の様々なデータを活用しつつ、学外者の意見を取り入れながら自己点検・評価を実施し、その結果を大学改革・法人経営に反映するとともに、学内外に積極的に発信する。

そのため、教育活動、研究活動、社会貢献活動、財務運営等の法人全体の活動状況について、第3期中期目標期間に構築した内部質保証体制に基づき、本学の強みであるIR機能を活用したエビデンススペースでの客観的な自己点検・評価及び外部性を担保するための多様な外部有識者による点検を行い、その結果を大学改革・法人経営に適切に反映させる。

評価指標	①内部質保証体制に基づく自己点検・評価（レビュー、モニタリング）の実施状況（レビューを年1回以上、モニタリングを日常的に実施する。また、レビューの結果について、年1回以上、外部有識者による検証を行い、大学改革・法人経営に対して内部質保証体制が効果的に機能していると認められること）
------	--

(15) 【ステークホルダーとの戦略的コミュニケーション】

本学の研究・教育の重点的な取組内容や、「イバダイ・ビジョン2030」の実現につながるメッセージを効果的に発信して、本学に対する良好なイメージを戦略的に高めるとともに、ステークホルダーとの双方向のコミュニケーションの機会を積極的に創出し、大学への支援・協力につながるエンゲージメントの向上を図る。

そのため、ステークホルダーとの戦略的コミュニケーションの企画・運営を統合的に進める体制を構築する。また、継続的なブランド認知調査により、エビデンスをもとにしたコミュニケーション施策を進める。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 181 1402 285">評価指標</td> <td data-bbox="1402 181 2139 285"> ①広報コンテンツ化した取組数（年100件以上） ②ステークホルダー（学生・卒業生等）の参画による広報の活動数（年3件以上） </td> </tr> </table>	評価指標	①広報コンテンツ化した取組数（年100件以上） ②ステークホルダー（学生・卒業生等）の参画による広報の活動数（年3件以上）
評価指標	①広報コンテンツ化した取組数（年100件以上） ②ステークホルダー（学生・卒業生等）の参画による広報の活動数（年3件以上）		
<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(11) AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。⑳</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(16) 【スマートユニバーシティ構想の実施】 教育研究活動を含めた大学運営業務のデジタル化を推進する。 そのため、茨城大学スマートユニバーシティ（i-スマートユニバーシティ）構想を策定し、これまで実施してきた情報環境整備とセキュリティに係る業務に加え、情報の管理と利活用を戦略的に進める組織を新たに設ける。その上で、策定する業務デジタル化プランに基づき、学生、教職員の活動に関するデータを集約して活用できる状態を構築し、業務における起案・承認から文書管理までのワークフローの簡素化と迅速化を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 711 1402 991">評価指標</td> <td data-bbox="1402 711 2139 991"> ①業務デジタル化プランの策定と達成状況（令和4年度に業務フロー・業務システム管理・窓口等管理の点からデジタル化を推進する方策を定めた業務デジタル化プランを策定する。令和5～6年度に、業務デジタル化プランに沿ったルール、ガイドライン及びシステムを整備し、各種業務データの集約に着手する。令和7年度から新システムの稼働を開始し、令和8年度からはデジタル化プランの検証を行う） </td> </tr> </table> <p>(17) 【情報セキュリティ確保に向けた取組】 i-スマートユニバーシティの推進に当たっては、その活動を担保するための情報セキュリティの確保が重要であることを踏まえ、徹底した情報セキュリティ対策を実施する。 そのため、責任体制の明確化と認識共有、関連規程・人的セキュリティ・技術的セキュリティの点検を計画的に実施する。特に、情報セキュリティ対策の実効性を担保するために、情報セキュリティ対策の自己点検・評価の結果に応じて研修内容の見直しを行う。また、外部機関の知見も活用しながら、情報セキュリティ人材の底上げ・高度化を行い、トータルな知識・技術を持つ人材を育成するとともに、大学構成員個々の情報セキュリティに対する認識や情報リテラシーを高めるため、情報セキュリティ研修を毎年度実施する。</p>	評価指標	①業務デジタル化プランの策定と達成状況（令和4年度に業務フロー・業務システム管理・窓口等管理の点からデジタル化を推進する方策を定めた業務デジタル化プランを策定する。令和5～6年度に、業務デジタル化プランに沿ったルール、ガイドライン及びシステムを整備し、各種業務データの集約に着手する。令和7年度から新システムの稼働を開始し、令和8年度からはデジタル化プランの検証を行う）
評価指標	①業務デジタル化プランの策定と達成状況（令和4年度に業務フロー・業務システム管理・窓口等管理の点からデジタル化を推進する方策を定めた業務デジタル化プランを策定する。令和5～6年度に、業務デジタル化プランに沿ったルール、ガイドライン及びシステムを整備し、各種業務データの集約に着手する。令和7年度から新システムの稼働を開始し、令和8年度からはデジタル化プランの検証を行う）		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 151 1402 217">評価指標</td> <td data-bbox="1402 151 2136 217">①情報セキュリティルーブリックの達成状況（第4期末までに全9項目をレベル3）</td> </tr> </table>	評価指標	①情報セキュリティルーブリックの達成状況（第4期末までに全9項目をレベル3）				
評価指標	①情報セキュリティルーブリックの達成状況（第4期末までに全9項目をレベル3）						
	<p>VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照</p> <p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 16億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大子町団地（茨城県久慈郡大子町大字下野宮5653番10号）の土地の全部（20,000.23㎡）及び建物の全部（578.46㎡）を譲渡する。 <p>2. 重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な財産を担保に供する計画はない。 <p>IX 剰余金の使途</p> <p>毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる。</p> <p>X その他</p> <p>1 施設・設備に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1079 1254 1458 1289">施設・設備の内容</th> <th data-bbox="1458 1254 1742 1289">予定額（百万円）</th> <th data-bbox="1742 1254 2136 1289">財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1079 1289 1458 1463"> <ul style="list-style-type: none"> ・（文京）講義棟改修 ・（三の丸（附小））管理運営棟改修 ・（文京他）ライフライン再生（給排水設備） </td> <td data-bbox="1458 1289 1742 1463"> 総額 1,293 </td> <td data-bbox="1742 1289 2136 1463"> 施設整備費補助金（945） 長期借入金（162） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （186） </td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源	<ul style="list-style-type: none"> ・（文京）講義棟改修 ・（三の丸（附小））管理運営棟改修 ・（文京他）ライフライン再生（給排水設備） 	総額 1,293	施設整備費補助金（945） 長期借入金（162） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （186）
施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源					
<ul style="list-style-type: none"> ・（文京）講義棟改修 ・（三の丸（附小））管理運営棟改修 ・（文京他）ライフライン再生（給排水設備） 	総額 1,293	施設整備費補助金（945） 長期借入金（162） （独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 （186）					

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ (阿見) ライフライン再生
(給排水設備) ・ (中成沢) 総合研究棟改修
(都市工学系) ・ (文京1-7) 女子学生寮改修
(みずき寮) ・ 小規模改修 | | |
|---|--|--|

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和4年度以降は令和3年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

【人材育成や人事交流に関する基本的な方針】

- ・ 教員の教育能力向上及び教育DXの推進のため、ファカルティ・ディベロップメントの充実を図る。
- ・ 職員の能力向上及び業務DX等の推進のため、研修を充実させるとともに、他機関等との人事交流を推進する。

【年代構成を踏まえた持続可能な教育研究体制の構築及び人材の多様性の確保に向けた取組】

- ・ 若手教員はテニュアトラックでの採用を原則とし、年齢構成のバランスや財務状況を考慮した全学的な人事ポイント制の運用を行うなど、全学人事基本方針に基づく採用及び昇進を行う。
- ・ 教員組織における多様性の確保のため、外国人教員や女性教員の増加策(インセンティブ付与)について引き続き検討・実施する。

【年俸制・クロスアポイントメント制度等の効果的活用等について】

- ・ 新年俸制に設定された「外部資金等獲得調整額」の効果により、大学全体の外部資金などの獲得額の増加を図るため、月給制及び旧年俸制からの新年俸制への切替者を増加させる。
- ・ 国の機関や民間企業との連携・協力協定により、クロスアポイントメント制度を活用した連携講座の開設など、産学連携による教育・研究体制をさらに強固にし、教育研究活動の活性化、人材流動性の向上、優秀な研究者の確保等を推進する。

3 コンプライアンスに関する計画

国立大学法人としての社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に進めていくため、全教職員が、法律、規則その他法令等に基づいて職務を遂行することを基本に、公平・公正に職務を遂行し、高い倫理観に基づき地域社会において良識ある行動をとる。そのため、法令遵守（コンプライアンス）を徹底するための研修等を着実に実施する。

また、研究不正等により国民の信頼を失うことのないよう、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、学生、教職員の不正防止に対する意識の向上と浸透を図るため、コンプライアンス教育のカリキュラムへの組み込みや不正防止に向けた啓発活動の実施、各種研修の強化により、不正を事前に防止する体制や不正を発生させない組織風土の形成、組織の管理責任体制の点検・強化、監査機能の充実等を実施する。

4 安全管理に関する計画

【教職員の健康の保持増進】

- ・休暇取得の促進と長時間労働の抑制によりワーク・ライフ・バランスの充実に努める。
- ・健康診断や人間ドックの結果に基づいて、産業医による就労上の指導・助言等を行うとともに、疾病を抱える教職員に対しては治療と仕事の両立を支援する。
- ・ストレスチェック等を活用し、メンタル疾患に陥りがちな教職員を発症前に把握して予防措置を講じるとともに、休業から復帰する教職員に対してはリワークプログラムをはじめとした復職支援を行う。

【事故発生防止】

- ・構内巡視を行い、不安全・不衛生箇所を是正し、安全衛生の維持・向上を図る。
- ・化学物質、高圧ガス、RI・X線を取り扱う教職員・学生に対し、安全管理への意識向上のための研修や必要な指導・助言等を行うとともに、化学物質等の管理徹底を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① インフラ長寿命化計画実施事業の一部
- ② 設備マスタープランによる設備の更新事業の一部
- ③ 教育学部附属小学校給食室整備に係る設備更新事業の一部
- ④ 水戸地区女子学生宿舎整備事業の一部

- ⑤ DX推進のための基盤整備プロジェクトの一部
- ⑥ 地域の中核大学の産学融合拠点整備事業の一部
- ⑦ その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

7 マイナンバーカードの普及促進に関する計画

- ・学生に向けては、学内ポータルシステム等を活用し、マイナンバーカードの取得へ向けた周知を行う。
- ・教職員に向けたマイナンバーカードの利便性、安全性及び申請方法について、メールやグループウェア等を活用し定期的に周知する。

別表1 学部、研究科等及び収容定員

学部	人文社会科学部	1, 440人
	教育学部	1, 100人
	理学部	828人 (編入8人を含む)
	工学部	2, 220人 (編入40人を含む)
	農学部	660人 (編入20人を含む)
	(収容定員の総数)	
	6, 248人	
研究科等	人文社会科学研究科	62人
	教育学研究科	86人
	理工学研究科	810人
	農学研究科	96人
	(収容定員の総数)	
	修士課程・博士前期課程	854人
	博士後期課程	114人
	専門職学位課程	86人

別表2 教育関係共同利用拠点

教育関係共同利用拠点	湖沼環境・生態系の保全と持続可能な利用に向けた霞ヶ浦流域環境科学フィールド教育拠点 (地球・地域環境共創機構水圏環境フィールドステーション)
------------	--

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	40,532
施設整備費補助金	945
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	186
自己収入	30,513
授業料及び入学科検定料収入	29,436
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1,077
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	8,841
長期借入金収入	162
計	81,179
支出	
業務費	71,044
教育研究経費	71,044
診療経費	0
施設整備費	1,294
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	8,841
長期借入金償還金	0
計	81,179

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額52,349百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ

試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人茨城大学役員退職金規程及び国立大学法人茨城大学教職員退職金規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
 - ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
 - ・ 学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $D(y) = D(y-1) \times \beta$ (係数)
 (2) $E(y) = \{E(y-1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$
 (3) $F(y) = F(y)$
 (4) $G(y) = G(y)$

$D(y)$: 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

$E(y)$: その他教育研究経費 (②) を対象。

$F(y)$: ミッション実現加速化経費 (③) を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$G(y)$: 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

$S(y)$: 政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$T(y)$: 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$: 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H (y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

- α (アルファ) : ミッション実現加速化係数。 $\Delta 0.8\%$ とする。
第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。
物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	80,232
経常費用	80,232
業務費	76,699
教育研究経費	14,970
診療経費	0
受託研究費等	5,383
役員人件費	552
教員人件費	41,788
職員人件費	14,006
一般管理費	2,371
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,162
臨時損失	0
収入の部	80,232
経常収益	80,232
運営費交付金収益	40,309
授業料収益	24,564
入学金収益	3,608
検定料収益	840
附属病院収益	0
受託研究等収益	5,383
寄附金収益	3,289
財務収益	6
資産見返負債戻入	1,162
雑益	1,071
臨時利益	0
純利益（損失）	0
総利益（損失）	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。
 注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	82,295
業務活動による支出	79,069
投資活動による支出	2,111
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	1,115
資金収入	82,295
業務活動による収入	79,887
運営費交付金による収入	40,532
授業料及び入学金検定料による収入	29,436
附属病院収入	0
受託研究等収入	5,383
寄附金収入	3,459
その他の収入	1,077
投資活動による収入	1,131
施設費による収入	1,131
その他による収入	0
財務活動による収入	162
前中期目標期間よりの繰越金	1,115

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。